

互助組合の退会手続きはどうするの？

当互助組合では、退職、異動及び任用形態の変更により、共済組合員証を返納した場合や、共済組合員証番号が変更されるような場合は、退会手続きを行うことになります。

下記のフロー図に沿って、必要な書類を提出してください。請求書等の様式は、[互助組合ホームページ](#)「様式ダウンロード集」からダウンロードできます。

また、次頁から書類の内容を説明しますが、[互助組合ホームページ](#)「退職予定の方へ」では、退職に係る手続きの説明資料（音声あり・音声なし）を掲載していますので、そちらもぜひ御覧ください。

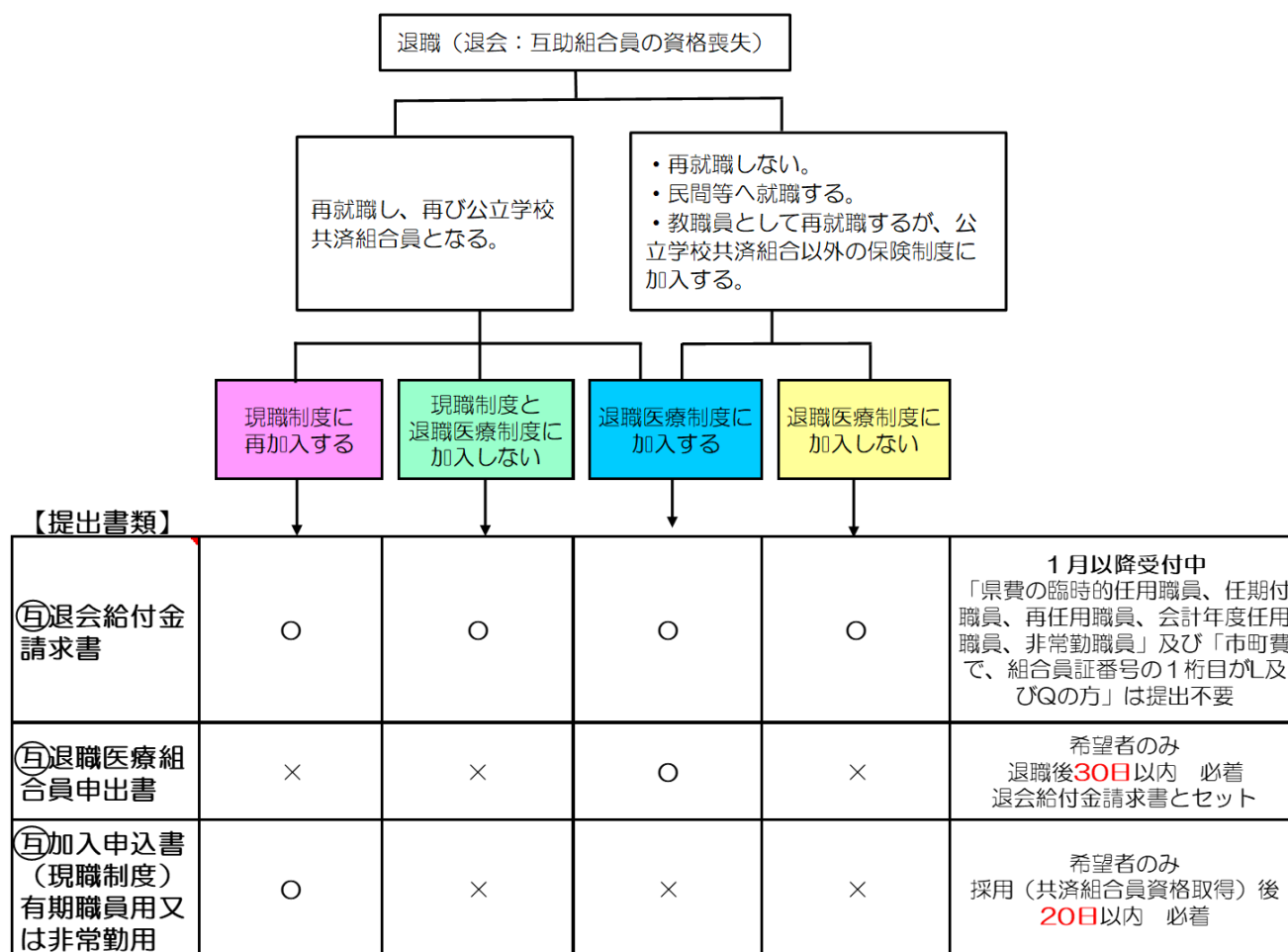
【フロー図の見方（例）】

Aさんの場合 ▶ 退職後、**再就職し、再び公立学校共済組合員となる**ため、互助組合の**現職制度に再加入**したい。

- 1 ピンクの枠から伸びる「↓」を参照。
- 2 提出書類は「㊦退会給付金請求書」と「㊦加入申込書（現職制度）有期職員用又は非常勤用」。
- 3 提出期限等：（1）「㊦退会給付金請求書」を令和6年1月以降提出。
（2）「㊦加入申込書（現職制度）有期職員用又は非常勤用」を任用開始日から20日以内。

Bさんの場合 ▶ 退職後、**再就職せず、退職医療制度に加入**したい。

- 1 青い枠から伸びる「↓」を参照。
- 2 提出書類は「㊦退会給付金請求書」と「㊦退職医療組合員申出書」。
- 3 提出期限：「㊦退会給付金請求書」と「㊦退職医療組合員申出書」をセットにして、退職後30日以内。



※ 現職制度と退職医療制度は、重複加入できません。

㊦退会給付金請求書 ～給付金を受給しましょう～

組合員が退職（組合員資格を喪失又は共済組合員証番号の変更を含む。）した場合は、「㊦退会給付金請求書」を提出してください。提出することで、退会給付金が支給されます。

※ 退会給付金額は、互助組合の加入期間等により個人差があります。

1 提出方法

- (1) [互助組合のホームページ](#)から「㊦退会給付金請求書」をダウンロード
- (2) 給付金受取口座の通帳のコピーを貼付して、互助組合に提出

2 注意事項

「県費の臨時的任用職員、任期付職員、再任用職員、会計年度任用職員、非常勤職員」及び「市町費で組合員証番号の1桁目が「L」又は「Q」の方」は提出不要です。

上記以外の方は、退職後に再任用職員、臨時的任用職員、任期付職員、会計年度任用職員、非常勤職員として勤務される場合も必ず提出してください。

㊧退職医療組合員申出書 ～退職後の「退職医療制度」に加入しませんか～

「退職医療制度」は、退職後の生活をサポートするために、退職医療組合員の相互扶助によって医療費の補助や入院給付、人間ドック費用の助成等の事業を実施する任意加入の終身制度です。

民間の保険とは異なり、風邪等で病院を受診しても、歯科で治療しても、健康保険による受診であれば、自己負担3割の方で2割が給付され、実質、自己負担が1割となります。

加えて、入院や調剤薬局で処方された薬も給付の対象となります。

定年退職だけでなく、任用形態に関わらず、互助組合に加入していた方はどなたでも45歳以上の方であれば、退職医療制度に加入できます。

退職後に医療費の補助を受けることのできる制度は他にはありませんので、ぜひ、加入していただき、退職後の生活にお役立てください。



1 加入するには

加入資格	互助組合員で、退職日の翌日の年齢が45歳以上の人（任用形態は問いません。）						
加入申込方法	退職日の翌日から30日以内に、給付金受取口座の通帳のコピーを貼付した「㊦退職医療組合員申出書」を提出 このとき、退会給付金の受給対象者は「㊦退会給付金請求書」とセットで提出						
掛金納入	退職日の翌日の満年齢に応じた基準掛金を加入時に一括納入 退職時に給付される「退会給付金」を「基準掛金」に充当します。 ※ 退会給付金の対象外の方は、基準掛金全額を一括納入 なお、その場合は「㊦退職医療組合員申出書」のみを提出 $\boxed{\text{退会給付金}} - \boxed{\text{基準掛金}} = \boxed{\text{差引額}}$ ●差引額が（+）の場合→超過額を給付 ●差引額が（-）の場合→不足額を納入						
基準掛金額表	年 齢 (歳)	基準掛金額 (円)	年 齢 (歳)	基準掛金額 (円)	年 齢 (歳)	基準掛金額 (円)	
	45	1,731,000	54	1,057,000	63	497,000	
	46	1,656,000	55	983,000	64	442,000	
	47	1,584,000	56	917,000	65	389,000	
	48	1,514,000	57	853,000	66	328,000	
	49	1,447,000	58	791,000	67	269,000	
	50	1,382,000	59	732,000	68	212,000	
	51	1,297,000	60	675,000	69	156,000	
	52	1,214,000	61	614,000			
	53	1,134,000	62	554,000			

2 事業内容

療養補助金	医療費総額（保険適用）の2割を70歳に達する年度末まで給付 ※ 1医療機関で1か月の診療に対する限度額63,600円 ※ 自己負担額が保険診療総額の2割未満の場合は、自己負担額を限度として給付
慶 祝 金	70歳以上の長寿年齢に達した時にお祝い金を給付 70歳1万円、77歳2万円、80歳3万円、88歳5万円、90歳5万円、99歳5万円
死 亡 弔 慰 金	組合員が死亡した時、遺族に給付（加入期間に応じて、2万円～20万円）
人間ドック助成	1日人間ドック費用のうち、12,000円を助成（県内18健診機関）
入 院 助 成 金	7日間以上入院した時、1日1,000円助成（1年度最高60日分60,000円まで）
広 報 紙	「互助だより」を全組合員に発行（事業案内、人間ドック募集等）

※ 療養補助金事業以外は終身御利用できます。

※ 請求払になりますので、現職制度のような自動給付ではありません。

※ これは令和5年度の事業内容です。

少子化に伴う現職組合員の減少による加入者の減少、退職組合員の高齢化に伴う給付額の変化、超低金利の長期化等、近年の退職医療制度を取り巻く環境は厳しくなっており、現在、事業内容等の見直しを検討しています。

退職される皆様におかれましては、退職医療制度の状況を御理解の上、加入について御検討いただきますようよろしくお願いいたします。

㊦加入申込書（現職制度）有期職員用又は非常勤用 ～再加入したい場合は必須書類です～

退職（退会）後に、再任用職員、臨時的任用職員、任期付職員、会計年度任用職員、非常勤職員として勤務し、公立学校共済組合員資格を取得する方は、再度、互助組合の現職制度に加入することができます。

加入を希望される方は、「㊦加入申込書」を提出してください。

また、公立学校共済組合員証番号が変更された場合や、期間を空けて採用された場合も、その都度加入申込書の提出が必要です。

なお、退職医療制度の加入者は、現職制度に加入できません。

1 提出方法

(1) [互助組合のホームページ](#)から「㊦加入申込書」をダウンロード

※ 加入申込書の様式は3種類ありますが、短時間勤務会計年度任用職員は「㊦加入申込書 短時間勤務会計年度任用職員」を、その他の職員は「㊦加入申込書 任期付職員 臨時的任用職員 再任用（フルタイム）等有期職員」をダウンロードしてください。

(2) 所属長の署名を受けて、**任用開始日から20日以内に互助組合に提出（必着）**

2 注意事項

(1) 加入申込書は、郵便事情を考慮して早めに送付し、20日以内に確実に当互助組合へ到着できるようにしてください。

(2) 加入申込書の提出が必要なのかわからない場合は、20日以内に提出できるように早めに互助組合に照会等してください。

ただし、共済組合が組合員資格を認定している関係上、当互助組合での判断が難しい場合は、当面、加入申込書を提出していただく場合がありますので、御了承ください。

